

ちゅうおう

第204号 2023年



(令和5年度第1回長崎・県央地域飼養衛生管理指導強化推進協議会 6月28日)

長崎県県央振興局農林部（中央家畜保健衛生所）

〒854-0063 長崎県諫早市貝津町3118

TEL 0957-25-1331 (代) (休日、夜間も携帯電話に転送されます)

FAX 0957-25-1332

E-mail 衛生課：s34500@pref.nagasaki.lg.jp

防疫課：s34510@pref.nagasaki.lg.jp

検査課：s34520@pref.nagasaki.lg.jp

[防疫課]



[HP]



HP : <http://www.pref.nagasaki.jp/section/ko-chuokatiku/index.html>

- [目次]
- P.2… 夏季期間中の防疫対策の徹底をお願いします!!
 - P.3… 次シーズンへ向けて～鳥インフルエンザ対策を万全に～
 - P.4… 動物用医薬品は使用基準を守り正しく使いましょう!!
牛の悪性水腫が発生
 - P.5… 第78回九州・山口病性鑑定協議会から
 - P.6… 長崎・県央地域飼養衛生管理指導強化推進協議会を開催しました
この夏の暑熱対策は万全ですか?

夏季期間中の防疫対策の徹底をお願いします!!

現在、海外旅行客数は回復傾向にあり、人やモノの移動がコロナ禍以前に戻りつつあることから、夏季期間中は人の往来が特に活発になることが予想されます。

そのような中、韓国では、今年5月、4年ぶりに口蹄疫が発生し、アフリカ豚熱も1~4月にかけて8例発生しています。

一方、国内では、九州、北海道以外の地域が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定されており、本土地域に広くウイルスが侵入している状況です。

近隣国及び国内の状況から本県への家畜伝染病の侵入リスクは非常に高い状況が続いていますので、改めて病原体を農場内に侵入させないよう下記の事項に注意して対策の徹底をお願いします。

1. 畜産関係者の海外渡航の自粛

口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱等の発生地域への不要不急の渡航の自粛。



豚熱、アフリカ豚熱に関する情報
(農林水産省HP)

2. 衛生管理区域への病原体持込みの防止

- ①関係者以外を衛生管理区域（特に畜舎）に立ち入らせない。
- ②衛生管理区域（特に畜舎）に不要なものを持ち込まない。
- ③専用の衣服・長靴の着用と手指・長靴の消毒徹底。
- ④適切な濃度の消毒薬の使用、踏込消毒槽の消毒液の交換。
- ⑤野生動物の侵入防止対策として、防護柵・防鳥ネットを設置・点検・修繕し、畜舎壁・天井についても破損箇所を点検・修繕。



口蹄疫に関する情報
(農林水産省HP)

3. 毎日健康観察を行い、異状をみつけたらすぐに通報する

消石灰乳による踏込消毒槽が有効です!!

消石灰乳は一般的な消毒薬（逆性石鹼）と比較し、浸漬時間が短くても効果があり、有機物の影響を受けにくく、効果も長持ちします。また、口蹄疫にも効果がありますので、踏込消毒槽には消石灰乳の使用を推奨します。

水5ℓ



消石灰500g



消石灰は市販の紙コップ1杯で150g弱入る。



10%消石灰乳液



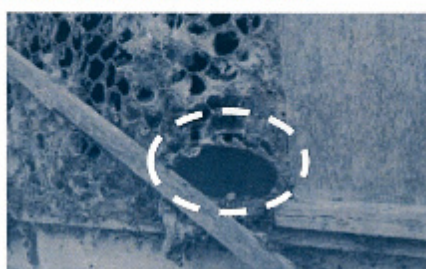
	消石灰乳	一般的な消毒薬 (逆性石鹼など)
効果を得るための浸漬時間	10~20秒程度	3分以上
糞便等有機物混入後の消毒効果	効果が期待できる	効果消失
交換時期	1週間程度 (汚れがひどい場合は直ちに交換)	汚れたらこまめに交換
環境負荷	少ない	消毒薬によっては有

次シーズンへ向けて ～鳥インフルエンザ対策を万全に～

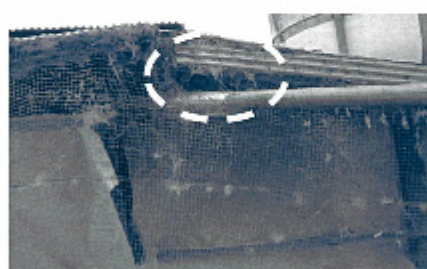
高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は、3シーズン続けて全国的な発生となりました。特に令和4年度シーズンは、本県をはじめこれまで発生がなかった県においても発生しており、次シーズンも同様に全国的な発生となることが危惧されます。

農場の飼養衛生管理基準遵守状況を定期的に見直し、不備については夏の間に改善するようお願いします。

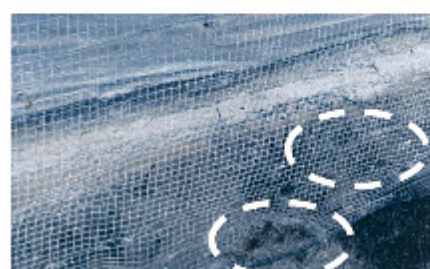
【改善が必要な事例】



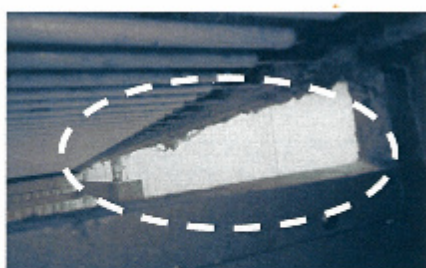
金網の破損・湾曲



飼料ラインの鶏舎導入部分に隙間



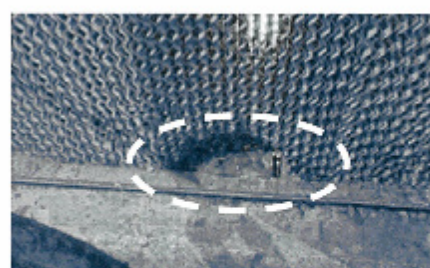
網の接地部分の隙間、ネットの破損



集卵コンベア開口部



出入口扉の隙間



ネズミによるクーリングパッドの齧り跡

◆次シーズンに向けて

●鶏舎の点検、修繕

- ・防鳥ネット、金網、壁及び屋根等に破損や隙間並びに破損しそうな箇所がないか点検を行い、修繕や補強を行う。
- ・飼料パイプの引き込み場所等の隙間の再確認及び侵入防止対策を実施する。

●ネズミ等の小動物対策

- ・一見隙間がないように思われる鶏舎であっても、ネズミや猫をはじめとした野生動物等が侵入しそうなルートがないか再点検を行う。
- ・侵入口となりうる箇所への蓋や目地等の設置といった侵入防止対策を講じる。
- ・鶏舎周囲の除草やネズミの隠れ場所となる鶏舎内外の不要な資材を整理する。

※今後の台風や大雨、強風により施設が破損することが危惧されますので、定期的な点検・修繕に努めて下さい。

●鶏糞の除去

- ・鶏舎内の鶏糞（特に採卵鶏農場のケージ下や高床鶏舎の堆積分）をこまめに堆肥舎等へ搬出する。
- ・HPAIシーズン前に堆肥の利用又は流通の促進を図り、堆肥舎のスペース確保に努める。

今年度の飼養衛生管理基準の確認において、鶏舎や堆肥舎等の防鳥ネットの設置不備や壁の隙間が認められています。

定期的な確認と速やかな修繕をお願いします!!

動物用医薬品は使用基準を守り 正しく使いましょう!!

抗菌剤、駆虫薬などは使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの使用基準を守って使用しなければなりません（動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する（農林水産）省令）。基準を守らなかった場合、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する罰則が適用され、出荷した乳、肉、卵、蜂蜜に医薬品が基準値を超えて残留した場合は回収や廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は使用者の責任となります。

管内でも、と畜場へのお荷時に動物用医薬品が残留していた事例が発生しています。動物用医薬品は休薬期間を守って適正に使用し、安全・安心な畜産物の生産を心がけてください。

動物用医薬品を使用する場合は、以下のことに注意してください

- 獣医師が発行した指示書に従い、①使用年月日 ②使用場所 ③対象動物 ④薬品名 ⑤用法・用量 ⑥出荷可能日を確認してから使用してください。
指示された投与量は薬品の製品量なのか成分量なのか、成分量なら製品量に換算が必要です。
- 休薬期間を間違えないように投薬家畜へマーカーを付けたり、使用記録を付けて保管してください。
※万が一問題が発生したときに原因究明のための重要な資料となります。
- 獣医師が発行した指示書や出荷制限期間指示書は、使用記録と一緒に保管してください。
- 牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち及び食用に供するために飼養されている水産動物に対する未承認動物用医薬品（個人製造や輸入）等の使用は法律で禁止されています。

牛の悪性水腫が発生

令和5年5月、管内の肥育牛1頭(10か月齢)が起立困難を呈して翌日死亡し、病性鑑定の結果 *Clostridium septicum*（クロストリジウム・セプチカム）による悪性水腫と診断されました。

一般的な臨床症状は、広範囲の皮下の浮腫、運動障害、発熱、感染局所の暗赤色腫脹などを示し、急死します。死後に悪性水腫と診断されることが多い疾病です。

原因菌は土壌や腸管などの常在菌で、体表や腸管の創傷部に原因菌が侵入することで感染します。季節や発症月齢は関係ありません。

常在菌のため、完全な撲滅は困難ですが、以下の対策が有効です。

- ① 畜舎などの定期的な清掃・消毒（塩素系、ヨード系消毒薬等が有効）。
- ② 家畜の外傷を予防するため、牛舎内の釘や突起物等の除去。
- ③ ワクチン接種（牛嫌気性菌3種ワクチン、牛クロストリジウム感染症混合ワクチン等）。
診療獣医師へ相談して下さい。

第78回九州・山口病性鑑定協議会から ～流行性出血病ウイルス血清型5が関与した牛の嚥下障害～

令和5年7月6～7日に鹿児島県鹿児島市にて県、国、民間製薬会社、大学等から約70名が参加し標記協議会が開催されました。その中で、鹿児島県から流行性出血病ウイルス血清型5（EHDV-5）が関与した牛の嚥下障害について報告がありましたので紹介します。

【発生状況】

令和4年12月中旬、繁殖雌牛60頭を飼育する黒毛和種繁殖農場で、11歳の母牛が食欲不振、嚥下障害、鼻汁漏出、結膜充血及び軽度の脱水を呈し、発症から3日後に死亡しました。そこで、原因究明のため、当該牛の生前及び死亡後の材料を用いた各種検査が行われ、併せて近隣農家におけるウイルス浸潤状況調査が行われました。

【各種検査結果】

- 肉眼所見：舌、喉頭から食道胸部にかけて出血やうっ血
病理検査：食道に出血を伴う横紋筋の変性や壊死、再生像
ウイルス検査：血球からEHDV-5が分離され、遺伝子解析の結果、令和4年に沖縄県で分離された株と100%一致、平成28年の東アジア分離株と近縁
浸潤状況調査：当該農場に近い1農場のみでEHDV-5の侵入を確認

【診断名】 流行性出血病ウイルス血清型5（EHDV-5）が関与した牛の嚥下障害

流行性出血病ウイルス（EHDV）とは

媒介昆虫（ヌカカ）によって媒介されるアルボウイルスの一種で、国内では現在までに6つの血清型の侵入が確認されています。このうちEHDV-2（イバラキウイルス）はイバラキ病の原因ウイルスとして知られています。

<症状>

発熱、元気・食欲減退、流涙、水様性鼻汁、泡沫性流涎、嚥下障害、流死産



嚥下障害（農研機構HPから転用）

本県においても、平成28年にEHDV-7が関与した牛の発熱や流死産が確認されたほか、令和元年にEHDV-7、令和2年にEHDV-2及びEHDV-6の侵入が認められており、今後もEHDVが本県に侵入する可能性が十分考えられます。

予防対策として、EHDV-2以外の血清型はワクチンによる予防効果は期待できないため、**ウイルスを運ぶヌカカの対策が重要**となります。

また、万が一発症してしまった場合には迅速な対処療法が必要ですので、同様の症例に遭遇した場合は、速やかに診療獣医師と家畜保健衛生所に相談してください。

ヌカカ対策のポイント

- ① 農場内の湿潤環境（ヌカカの生息地）を可能な限り無くす
（例）水溜まりを砂利で埋める
水槽のこまめな清掃、除草
- ② 糞便除去等のこまめな実施
（例）側溝に溜まった糞尿混合排せつ物（スラリー）を定期的に除去、運動場の糞便をこまめに除去
- ③ ライトトラップ（紫外線LED）による捕獲
→日没前に、家畜舎の中もしくはその近傍に設置
- ④ 送風機による追い出し
- ⑤ 忌避剤（ピレスロイド系薬剤）によるまん延防止



体長1～3mm

長崎・県央地域飼養衛生管理指導強化 推進協議会を開催しました

去る6月28日に令和5年度第1回長崎・県央地域飼養衛生管理指導強化推進協議会を開催しました。本協議会では、飼養衛生管理基準の遵守率向上を目的に、畜産振興と衛生対策の推進を一体的に進めていくことを畜産関係者間の共通認識とし、農家への遵守指導と併せて、農場に出入りする機会が多い畜産関係者自身が基準に準じた対策「実践7項目（農場出入り時の衛生対策）」を徹底することに取り組んでいます。今回、今年度の取り組みとして「実践7項目」の取り組みの継続と、韓国で4年ぶりに口蹄疫が発生したことを受けて、特に意識啓発のため、毎月1回生産者によるセルフチェックを推進していくこととしました。また、農家向け衛生研修会の開催や衛生機資材の展示会等にも取り組んでいきたいと考えています。

今年度の協議会の取り組み

○飼養衛生管理基準の遵守指導

牛…………… 病原体を侵入させないための項目を中心に重点項目として絞り込み、改善指導を実施します。

豚・鶏…………… 全農場が基準全項目について遵守率100%を目指して取り組みます。

協議会構成員…「実践7項目」の取り組みを継続、強化します。



この夏の暑熱対策は万全ですか？

今年も暑い夏がやってきました。暑熱は家畜や家きんにストレスを与え、採食量の減退などから受胎率や産卵率、泌乳量の低下等が引き起こされ、生産性が阻害されます。家畜が健康で快適に過ごせるよう、以下を参考に暑熱対策に取り組みましょう。

◎畜舎内の温度を下げる

- ① 屋根への白色系塗料（消石灰等）の散布
- ② 屋根に散水する（スプリンクラーの利用等）
- ③ 寒冷紗や植物（グリーンカーテン）で日よけ
- ④ 屋根や壁に断熱材を利用し、輻射熱を遮断
- ⑤ クーリングパドや細霧システムの利用



屋根への石灰散布

◎飼養管理の工夫

- ① 涼しい時間帯（早朝、夕方～夜間）の給餌
- ② 良質で消化率の高い飼料を与え、必要に応じてビタミンやミネラルで栄養不足を補う
- ③ 冷たい水を十分飲める設備の確保
- ④ 畜舎内及び畜体への送風、散水（冷感器具など）
- ⑤ 毛刈りの実施（牛）



換気扇